

## 参考資料

# 参考資料

## 男女共同参画に関する世界・国・府・市の動き

資料	世界の動き	国の動き	■府の動き ●市の動き
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年 (目標：平等、発展、平和)</li> <li>国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設置</li> <li>婦人問題企画推進会議設置</li> </ul>	
昭和51年 (1976年)			■労働部に女性問題担当設置
昭和52年 (1977年)			■大阪府婦人問題推進会議設置
昭和53年 (1978年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>総理府「婦人の現状と施策」 —国内行動計画に関する報告書公表</li> </ul>	
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		■大阪府婦人問題企画推進本部設置
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)</li> <li>「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>		■企画部に婦人政策係設置
昭和56年 (1981年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点計画」策定</li> <li>民法の一部改正(配偶者の相続分を1/3→1/2(子どもと共に相続する場合))</li> </ul>	■「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定
昭和57年 (1982年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>労働省「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を発表</li> </ul>	■企画部に婦人政策室設置
昭和58年 (1983年)			
昭和59年 (1984年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国籍法」改正 (国籍の父母両系主義確立)</li> </ul>	○教育委員会社会教育部に青少年婦人室設置
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」最終年世界会議 (ナイロビ)</li> <li>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ戦略)」採択 (1986～2000年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>	○「婦人問題行動計画を考える会」設置
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>「国民年金法等の一部を改正する法律」施行 (女性の年金権の確立)</li> <li>婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大</li> <li>婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	■「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定
昭和62年 (1987年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	○「寝屋川市女性問題行動計画」策定
昭和63年 (1988年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性問題を考えるつどい」第1回開催(以後毎年開催)</li> <li>○女性政策推進本部設置(本部長：市長)</li> <li>○女性大学講座開設</li> </ul>
平成元年 (1989年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの権利条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領改訂 (中学・高校家庭科の男女必修化)</li> </ul>	
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採決</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年婦人室を青少年婦人課に改称し女性政策係を設置</li> <li>○女性学セミナー開設</li> <li>○「ルミエール」創刊</li> </ul>

資料	世界の動き	国の動き	■府の動き ●市の動き
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	■「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ■審議会等女性登用目標率を25%に改定 ■「大阪府女性基金」設置 ○女性問題懇話会設置 ○「市制施行40周年記念女性フェスティバル」開催
平成4年 (1992年)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置 ・「生活大国5カ年計画」策定 ・「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン（新しい農山漁村の女性2001年）」策定 ・介護休業制度に関するガイドライン策定	○女性問題懇話会提言 ○「女と男のねやがわフォーラム」を市民の企画運営によって開催（以後毎年開催）
平成5年 (1993年)	・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ・国連世界人権会議「ウイーン宣言及び行動計画」採択	・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」施行	○女性問題懇話会提言 ○市長公室に女性政策担当設置（女性政策の企画・調整・連絡・啓発を所管）
平成6年 (1994年)	・国際家族年 ・国際人口・開発会議（カイロ） ・ILO「パートタイムに関する条約」及び勧告を採択	・高校の家庭科男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置	■「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ■ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館 ○女性政策推進本部に実務担当者会を設置 ○「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成7年 (1995年)	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO156号条約」批准 ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」スタート	■「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告 ○女性問題懇話会意見書提出 ○第3期女性問題懇話会発足
平成8年 (1996年)	・第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議（ストックホルム）	・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足	■大阪女子大学に女性学研究センター開設 ■「大阪府女性問題懇話会提言書」提出 ○市長公室女性政策担当から企画財政部人権文化室人権啓発課に女性政策係を組織変更 ○女性問題懇話会提言
平成9年 (1997年)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正	■「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画（改定）～新女と男のジャンプ・プラン」策定 ○人権文化部に女性政策課創設 ○第2期寝屋川市女性行動計画策定
平成10年 (1998年)			■女性政策課を男女協働社会づくり課に改称
平成11年 (1999年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行（女性の参画の促進を規定）	■「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為規制法」施行 ・「介護保険法」施行	○人・ふれあい部に男女共同参画課創設 ○女性政策推進本部を男女共同参画推進本部と改称 ○男女共同参画審議会発足

資料	世界の動き	国の動き	■府の動き ●市の動き
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画局設置</li> <li>男女共同参画会議設置</li> <li>「DV防止法」施行</li> <li>第1回男女共同参画週間</li> <li>閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府男女協働社会づくり審議会」答申</li> <li>■男女協働社会づくり課を男女共同参画課に改称</li> <li>■「大阪府男女共同参画計画」(おおさか男女共同参画プラン)策定</li> <li>○地域市民懇談会開催(市内2か所)</li> <li>○男女共同参画審議会答申</li> <li>○市立男女共同参画推進センター(ふらっと ねやがわ)開設</li> </ul>
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府男女共同参画推進条例」施行</li> <li>○「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」施行</li> <li>男女共同参画社会の将来像検討会開催</li> <li>第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「男女いきいき・元気宣言」事業者制度創設</li> <li>■「大阪府男女共同参画審議会」答申</li> </ul>
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」</li> <li>男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ</li> <li>「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「寝屋川市DV被害者支援連絡会議」設置</li> </ul>
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> </ul>
平成18年 (2006年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」</li> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>「東アジア男女共同参画担当大臣会合」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府男女共同参画計画改訂版」(改訂おおさか男女共同参画プラン)策定</li> <li>○寝屋川市男女共同参画審議会「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」の中間見直しについて提言</li> </ul>
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「DV防止法」一部改正</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」改訂</li> <li>○男女共同参画課を人権文化課に統合</li> </ul>
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正「DV防止法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申</li> </ul>
平成21年 (2009年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定</li> <li>○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
平成22年 (2010年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寝屋川市男女共同参画審議会「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」答申</li> </ul>
平成23年 (2011年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」策定</li> </ul>

# 用語解説

## ※ 1 配偶者等からの暴力

(ドメスティック・バイオレンス= DV)  
(domestic violence = DV)

配偶者や恋人等ごく親しい間で起こる暴力を指して使われる。身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、避妊に協力しないなどの性的暴力を含み、身体の安全や尊厳を脅かす力の行使全てがドメスティック・バイオレンスと定義される。DVの被害女性を保護するシェルターや相談機関の充実、加害男性の再教育プログラムの構築と実施に向けた取組が求められている。平成13(2001)年に配偶者暴力防止法が制定され、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための制度化が図られた。平成16(2004)年、平成19(2007)年の改正では、暴力の定義拡大や、保護命令制度の拡充、自立支援の強化等が盛り込まれ、市町村に対する基本計画策定の努力義務が定められた。

## ※ 2 セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ) (sexual harassment)

「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」(厚生労働省)をいう。性的な性質の言動とは、身体への不必要な接触、性的冗談やからかいなどのほか、ヌードポスターの掲示等、様々な様態のものが含まれる。雇用の場に限らず、施設の職員とその利用者や、団体における構成員間等でおこるハラスメントも問題となっている。改正男女雇用機会均等法には、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のために、事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられることになった。

## ※ 3 ジェンダー (社会的・文化的性別) (gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー(社会的・文化的性別)という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## ※ 4 エンパワーメント (empowerment)

平成7(1995)年の北京女性会議のころから一般的に使われ出した言葉。「潜在的に持っている力を再発見し、その能力を発揮していくこと」を意味する。政治、経済、社会、家庭等のあらゆる分野で、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

## ※ 5 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

仕事だけでなく家庭や地域生活等においても、ライフステージに応じた自らの望む生き方を選択・実現することができる状態のこと。平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されている。

## ※ 6 固定的な性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」というように性別によって、その役割が固定された状態をいう。社会的、政治的、文化的な男女の固定化したあり方をも含め、社会のあらゆる分野に浸透している。特に、日本ではこの考え方が根強く、男女共に生き方の幅がせばめられ、個人の能力を発揮できにくくなっていることが問題だとされている。

## ※ 7 キャリア教育

将来を見据えながら性別に関係なく個人の内面の成長・発達を促し、勤労観、職業観を身につけることで一人の社会人・職業人として自立していく力等を育てていくことを目指した教育。

## ※ 8 開発と女性

(women in development = WID)

「開発における女性の役割」の重要性を認識した研究や開発・援助のプログラムのことをいう。

日本語では「開発と女性」と訳され、開発を女性の立場から見直し、女性が受益者としてだけでなく、主体的な担い手として、開発過程のあらゆる段階にかかわることを重視する。1950~60年代、開発途上国への開発援助が進む中で、開発によって必ずしも途上国の女性の生活が改善せず、むしろ開発過程から女性が排除され周辺化される状況がみられるようになった。その反省として「開発と女性」を

巡る問題が検討されるようになり、昭和50(1975)年の国際婦人年世界会議を契機として、「平等・開発・平和」を目標に、取組が進められてきた。

#### ※9 ノーマライゼーション (normalization)

障害がある人もない人も同じように暮らせる社会が当たりまえの(ノーマルな)社会であり、障害を持ちつつ、他の人と同じように生活できる社会をつくることを目指す社会福祉の基本となる考え方。障害者に対してのみならず、高齢者や子ども等を含む。

#### ※10 アイデンティティ (identity)

自己同一性、主体性等と訳される。自分はこのような人間であるという明確な存在意識。

#### ※11 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) (reproductive health / rights)

平成6(1994)年9月にカイロで開催された国際人口・開発会議において、今後20年間の指針となる人口問題解決への行動計画が採択された。性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)はその中の重要な考え方の一つで、女性がいつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた良好な健康の管理が含まれる。

#### ※条約や法律の名称

- 男女雇用機会均等法  
(「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」)
- 配偶者暴力防止法又はDV防止法  
(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」)
- 育児・介護休業法  
(「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」)
- パートタイム労働法  
(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)
- 女子差別撤廃条約  
(「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」)

## 寝屋川市男女共同参画審議会委員名簿

No.	区分	氏名	所属
1	学識者	伊藤 公雄	京都大学大学院文学研究科 教授
2	学識者	億 智栄	弁護士
3	学識者	牧田 勲	摂南大学法学部 教授
4	学識者	槇村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
5	市議会議員	新垣 節子	市議会
6	市議会議員	中谷 光夫	市議会
7	商工関係団体	田中 久雄	北大阪商工会議所
8	福祉関係団体	高見 道夫	寝屋川市民生委員児童委員協議会
9	教育関係団体	地福 收一	寝屋川市立小・中学校校長会
10	男女共同参画関係団体	石田スミ子	ふらっとねやがわ連絡会
11	市民公募	川口 和子	
12	市民公募	寺井 征子	
13	市民公募	中村 木美	

## 寝屋川市男女共同参画審議会 開催経過

開催日		審議内容
平成22年 7月30日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寝屋川市長より「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」の諮問</li> <li>○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の男女共同参画に関する現状と課題」について</li> <li>・「プランの体系」について</li> </ul> </li> <li>○その他</li> </ul>
9月2日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「プランの体系と具体的取組」について</li> <li>・プランの「国際的・国内的な動き」と「基本理念」について</li> <li>・第3期ねやがわ男女共同参画プランの推進状況について</li> </ul> </li> <li>○その他</li> </ul>
10月5日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「プランの体系と具体的取組」について</li> <li>・「プランの基本的な考え方」と「プランの推進」について</li> </ul> </li> <li>○その他</li> </ul>
10月26日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申全体について</li> </ul> </li> <li>○その他</li> </ul>
11月5日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」寝屋川市長へ答申</li> </ul>

# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日公布)  
(平成11年法律第78号)

## 目次

### 前文

### 第1章 総則 (第1条—第12条)

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条—第20条)

### 第3章 男女共同参画会議 (第21条—第28条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を

積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項

に規定する事項を処理すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 1979(昭和54)年12月18日 第34回国際連合総会  
日本 1985(昭和60)年7月1日公布 条約第7号

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、  
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、  
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には

認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

#### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子

との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍に

し又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格證書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

### 第4部

#### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日から遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

## 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

## 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

## 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

## 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

## 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

の条約に署名した。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこ

## 第4期ねやがわ男女共同参画プラン

平成23(2011)年3月

---

発行／寝屋川市 人・ふれあい部 人権文化課  
〒572-8555 寝屋川市本町1番1号  
TEL：072-824-1181  
FAX：072-825-2078